

平成 17 年 7 月 19 日

全 国 銀 行 協 会

平成 18 年度税制改正要望の骨子

1. 金融・資本市場の活性化と国際的な取引の推進のために

(1) 金融所得課税の一体化の推進

金融所得課税の一体化にあたっては、金融資産に対する課税の簡素化・中立化を図る観点から、実務面における十分な検討を踏まえ、課税方式の均衡化とともに、損益通算を幅広く認めること。なお、公募株式投資信託の償還(解約)益については、他の公募株式投資信託の償還(解約)損や株式等の譲渡損との通算を早急に可能とすること。

納税の仕組みについては、実務面から十分な検討を行い、納税者、金融機関が受入可能な実効性のある制度とするとともに、その導入にあたっては十分な準備期間を設けること。

(2) 確定拠出年金税制の見直し

確定拠出年金制度の拠出限度額を引き上げるとともに、マッチング拠出を認めること。

退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃すること。

(3) 資産流動化関連税制の拡充

S P C 等を通じた資産流動化における所有権等の移転に係る登録免許税の特例措置の適用期限(平成 18 年 3 月末)を延長すること。

S P C 等が支払う利益配当について、損金算入が認められる要件を緩和すること。

(4) 外国金融機関等との債券現先取引に係る利子非課税措置の恒久化・適用期限の延長

外国金融機関等が特定金融機関等との間で行う債券現先取引(いわゆる外債レポ取引)により支払いを受ける利子の非課税措置を恒久化すること。少なくとも適用期限(平成 18 年 3 月末)を延長すること。

(5)東京オフィショア市場における源泉所得税免除措置の恒久化・適用期限の延長

東京オフィショア市場における源泉所得税免除措置を恒久化すること。少なくとも適用期限（平成 18 年 3 月末）を延長すること。

(6)非居住者等に対する公社債の非課税措置の拡充

非居住者等の受け取る国債以外の振替制度を利用した公社債の利子について非課税措置を設けること。

2 . 金融機関の適切な経営環境を確保するために

(1)不良債権の無税償却基準の見直しおよび欠損金の繰戻還付制度等の拡充

金融機関が実施している自己査定等に基づき、幅広く無税償却を認めること。

欠損金の繰戻還付制度の凍結措置を解除し、繰戻期間（現行 1 年間）を延長するとともに、繰越期間（現行 7 年間）について一段の延長を図ること。

(2)連結納税制度の見直し

連結納税グループへの子会社の新規加入時の資産時価評価について、円滑な金融再編を阻害しないよう措置を講じること。

連結納税採用時等における繰越欠損金の使用制限を緩和すること。

(3)金融機関の組織再編成の円滑化のための税制の見直し

銀行持株会社の受取配当の益金不算入の特例措置の適用期限（平成 18 年 3 月末）を延長するとともに、適用要件を緩和すること。

金融機関等が会社分割・合併等を行った場合における（根）抵当権の移転に係る登録免許税を非課税とすること。少なくとも、会社分割について講じられている現行の軽減措置について、合併と同等となるよう、軽減税率の適用期限（平成 18 年 3 月末）および移転登記の期限（権利取得後 3 年以内）を撤廃すること。

(4) 外国税額控除制度の見直し

外国税額控除の繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間（現行3年間）を延長すること。

間接外国税額控除の対象を曾孫会社以下まで拡大すること。

(5) 銀行協会に係る非営利法人課税

法人税等の取扱いについて、銀行協会に現状の公益法人課税と同等の内容を適用すること。

3. 経済活性化と課税の適正化のために

(1) I T 投資促進税制の適用期限の延長

I T 投資促進税制の適用期限（平成18年3月末）を延長すること。

(2) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充

住宅ローン利子の所得控除制度の創設を検討すること。

(3) 登録免許税の軽減・簡素化

登録免許税の税率をその手数料的な性格から低額の定額税率とする等、軽減・簡素化すること。

(4) 印紙税の軽減・簡素化

印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう、軽減・簡素化すること。

以 上